

議案第112号

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号）の施行による国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」といいます。）等の一部改正に伴い、港区国民健康保険条例（昭和34年港区条例第18号。以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

1 改正の背景・理由

政令の一部改正に伴い、国民健康保険制度においても出産する被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び均等割額の減額措置が導入されます。

また、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号。以下「地方税法」といいます。）の一部改正に伴い、国民健康保険料の所得割額の算定にあたり引用する地方税法の条項に変更が生じます。

2 改正内容

- (1) 出産被保険者がいる世帯について、産前産後期間（出産予定月の前月（多胎妊娠の場合は3月前）から出産予定月の翌々月までの期間）の所得割額及び均等割額を減額します。
- (2) 出産被保険者がいる世帯の世帯主は、届出書を提出しなければならないこととします。
- (3) 条例で引用している地方税法の条項番号を変更します。

3 施行期日

令和6年1月1日

港区国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章 (略)</p> <p>第六章 保険料(第十四条―第二十四条の五)</p> <p>第七章・第八章 (略)</p> <p>付則</p> <p>(中略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第十四条の三 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第十九条の二、第十九条の四及び第十九条の五の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章 (略)</p> <p>第六章 保険料(第十四条―第二十四条の四)</p> <p>第七章・第八章 (略)</p> <p>付則</p> <p>(中略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第十四条の三 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第十九条の二及び第十九条の四の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>

イゝハ (略)

ニ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金並びに国民健康保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

(中略)

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第十五条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金

イゝハ (略)

ニ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金及び国民健康保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

(中略)

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第十五条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の

額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租
税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一
項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第
三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、
第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、
これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲
渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第
三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第
三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四
条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三
十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同
法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金
額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の二第五項に規定す
る一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第
十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附
則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得
等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第三十五条の
三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適
用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引
に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定
の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得
に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三
十七年法律第四百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び

金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（
租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第
一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、
第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、
第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、
これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲
渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第
三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第
三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四
条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三
十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同
法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金
額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の二第五項に規定す
る一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第
十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附
則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得
等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十五条の
三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適
用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引
に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定
の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得
に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三
十七年法律第四百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び

第十六条第二項において準用する場合を含む。第十九条の二第一号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第三百十四条の二第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第十五条の四の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(中略)

(基礎賦課限度額)

第十五条の八 第十四条の四又は第十五条の五の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十四条の四の基礎賦課額と第十五条の五の基礎賦課額との合算額をいう。第十九条、第十九条の二、第十九条の四及び第十九条の五において同じ。）は、六十五万円を超えることができない。

第十六条第二項において準用する場合を含む。第十九条の二第一号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第三百十四条の二第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第十五条の四の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(中略)

(基礎賦課限度額)

第十五条の八 第十四条の四又は第十五条の五の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十四条の四の基礎賦課額と第十五条の五の基礎賦課額との合算額をいう。第十九条、第十九条の二及び第十九条の四において同じ。）は、六十五万円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第十五条の九 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第十九条の二、第十九条の四及び第十九条の五の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

一 (略)

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ (略)

ロ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。)の額

(中略)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第十五条の十六 第十五条の十又は第十五条の十三の後期高齢者支援

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第十五条の九 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第十九条の二及び第十九条の四の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

一 (略)

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ (略)

ロ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の二第一項の規定による繰入金を除く。)の額

(中略)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第十五条の十六 第十五条の十又は第十五条の十三の後期高齢者支援

金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十五条の十の後期高齢者支援金等賦課額と第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第十九条、第十九条の二、第十九条の四及び第十九条の五において同じ。）は、二十二万円を超えることができない。

（介護納付金賦課総額）

第十六条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第十九条の二及び第十九条の五の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

一 （略）

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ （略）

ロ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

（中略）

金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十五条の十の後期高齢者支援金等賦課額と第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第十九条、第十九条の二及び第十九条の四において同じ。）は、二十二万円を超えることができない。

（介護納付金賦課総額）

第十六条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第十九条の二の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

一 （略）

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ （略）

ロ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

（中略）

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)

第十九条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた場合若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合又は法施行令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた場合における当該納付義務者に係る第十四条の四若しくは第十五条の五の基礎賦課額、第十五条の十若しくは第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額、第十六条の二の介護納付金賦課額又は次条各号、第十九条の四各号若しくは第十九条の五第一項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた日若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第十四条の四若しくは第十五条の五の基礎賦課額、第十五条の十若しくは第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額、

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)

第十九条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた場合若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合又は法施行令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた場合における当該納付義務者に係る第十四条の四若しくは第十五条の五の基礎賦課額、第十五条の十若しくは第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額、第十六条の二の介護納付金賦課額又は次条各号若しくは第十九条の四各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた日若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第十四条の四若しくは第十五条の五の基礎賦課額、第十五条の十若しくは第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額、

第十六条の二の介護納付金賦課額又は次条各号、第十九条の四各号若しくは第十九条の五第一項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

（低所得者の保険料の減額）

第十九条の二 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第十四条の四又は第十五条の五の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）及び第十五条の十又は第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が二十二万円を超える場合には、二十二万円）並びに第十六条の二の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円）の合算額とする。

一 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第三百十四条

第十六条の二の介護納付金賦課額又は次条各号若しくは第十九条の四各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

（低所得者の保険料の減額）

第十九条の二 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第十四条の四又は第十五条の五の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円）及び第十五条の十又は第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が二十二万円を超える場合には、二十二万円）並びに第十六条の二の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円）の合算額とする。

一 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第三百十四条

の二第一項に規定する総所得金額（同法第三百十七條の二第一項第二号に規定する青色専従者給与額又は同法第三百十三條第五項に規定する事業専従者控除額については、同條第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七條第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとし、地方税法第三百十四條の二第一項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三條の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五條の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三條の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四條第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五條第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五條の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五條の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五條の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五條の二の六第十一項又は第三十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五條の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八條第二項に規定する特例適用

の二第一項に規定する総所得金額（同法第三百十七條の二第一項第二号に規定する青色専従者給与額又は同法第三百十三條第五項に規定する事業専従者控除額については、同條第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七條第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとし、地方税法第三百十四條の二第一項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三條の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五條の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三條の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四條第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五條第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五條の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五條の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五條の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五條の二の六第十五項又は第三十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五條の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八條第二項に規定する特例適用

利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第三号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者

用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第三号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者

等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額
を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ〜ハ (略)

二・三 (略)

(中略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第十九条の四 (略)

(出産被保険者の保険料の減額)

第十九条の五 当該年度において、納付義務者の属する世帯内に出産
被保険者（法施行令第二十九条の七第五項第八号に規定する出産被
保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義
務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第十九条の二
に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後
の被保険者均等割額。以下この項において同じ。）は、当該所得割
額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それ
ぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、
第十五条の八、第十五条の十六及び第十六条の五に定める額を超え
る場合には、当該額）とする。

一 基礎賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の
総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗

等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額
を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ〜ハ (略)

二・三 (略)

(中略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第十九条の四 (略)

じて得た額の十二分の一の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(省令第三十二条の十の二各号のいずれかに該当する場合には、出産の日。第二十四条の五第一項及び第二項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、三月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下この項において「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

二 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額の十二分の一の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

三 後期高齢者支援金等賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の十二分の一の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

四 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額の十二分の一の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

五 介護納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この号及び次号において同じ。)に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の介護納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の十二分の一の額に、当該

出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

六 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額の十二分の一の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 前項に規定する所得割額及び被保険者均等割額に係る保険料額を決定する場合において、一月未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

(中略)

(特例対象被保険者等に係る届出)

第二十四条の四 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届出書を区長に提出しなければならない。

一 世帯主の氏名及び住所

二 五 (略)

2 (略)

(出産被保険者に係る届出)

第二十四条の五 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届出書を区長に提出しなければならない。

一 世帯主の氏名、住所及び生年月日

(中略)

(特例対象被保険者等に係る届出)

第二十四条の四 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届出書を区長に提出しなければならない。

一 氏名及び住所

二 五 (略)

2 (略)

-
- 二 出産被保険者の氏名、住所及び生年月日
 - 三 出産の予定日
 - 四 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
 - 五 前各号に掲げる事項のほか、区長が必要と認める事項
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - 二 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
 - 三 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第一項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の六月前から行うことができる。
- 4 第一項の規定にかかわらず、区長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第二項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第一項の規定による届出を省略させることができる。

(後略)

付 則

(施行期日)

(後略)

1| この条例は、令和六年一月一日から施行する。

(経過措置)

2| この条例による改正後の港区国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第十四条の三、第十五条の九、第十六条、第十九条、第十九条の五及び第二十四条の五の規定は、令和五年度分の保険料のうち令和六年一月以後の期間に係るもの及び令和六年度以後の年度分の保険料について適用し、令和五年度分の保険料のうち令和五年十二月以前の期間に係るもの及び令和四年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3| 改正後の条例第十九条の五の規定は、出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第三十二条の十の二各号のいずれかに該当する場合には、出産の日）が令和五年十一月一日以後の出産被保険者（国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の七第五項第八号に規定する出産被保険者をいう。）について適用する。

(施行前の準備)

4| 改正後の条例第二十四条の五第一項の規定による届出は、この条例の施行の日前においても行うことができる。